

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市整備部 まちづくり推進総室 まちづくり推進課	
許 認 可 等 名	個人施行者等に係る施設建築物等の管理規約の認可	
根 拠 法 令	都市再開発法	
根 拠 条 項	第133条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5269)	
審 査 基 準	基 準	<p>○都市再開発法 (建物の区分所有等に関する法律の特例等) 第133条 施行者は、政令で定めるところにより、施設建築物及び施設建築敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。この場合において、施行者（都道府県及び市町村を除く。）は、政令で定めるところにより、その管理規約について、機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）にあつては国土交通大臣の、個人施行者、組合、再開発会社又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
	参 考 事 項	<p>徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。</p> <p>関係法令 都市再開発法施行令第48～49条</p>
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	<p>総日数 日（休日を除く・休日を含む）</p> <p>（設定しないものについてはその理由） 設定しない （これまで先例がないため）</p>
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）